

議案第 8 号

小城市教育情報化推進協議会設置要綱の一部を改正する訓令

小城市教育情報化推進協議会設置要綱（平成 23 年小城市教育委員会訓令第 4 号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市教育情報化推進協議会を構成する委員の名称及び事務局の設置場所が現状に即しておらず、過去の名称のままとなっているため、それらを現状の組織名称に改正したい。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市教育情報化推進協議会設置要綱の一部を改正する訓令

小城市教育情報化推進協議会設置要綱（平成 23 年小城市教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「学校教育課長」を「学校教育担当部長」に改め、同条第 7 号中「佐城教育事務所（1 人）」を「東部教育事務所（1 人）」に改める。

第 7 条中「、学校教育課におく。」を「、教育総務課に置き、学校教育課は事務局を補佐するものとする。」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

小城市教育情報化推進協議会設置要綱の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正前	改正後 (案)
<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 推進協議会は、次の委員をもって構成する。</p> <p>(1) 教育CIO(教育長)</p> <p>(2) 教育部長</p> <p>(3) <u>学校教育課長</u></p> <p>(4) 小城市校長会 (小学校1人、中学校1人)</p> <p>(5) 各学校CIO (教頭)</p> <p>(6) 各学校情報主任</p> <p>(7) <u>佐城教育事務所 (1人)</u></p> <p>(8) 佐賀県教育センター (1人)</p> <p>第3～6条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 推進協議会の事務局は、<u>学校教育課</u>におく。</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 推進協議会は、次の委員をもって構成する。</p> <p>(1) 教育CIO(教育長)</p> <p>(2) 教育部長</p> <p>(3) <u>学校教育担当部長</u></p> <p>(4) 小城市校長会 (小学校1人、中学校1人)</p> <p>(5) 各学校CIO (教頭)</p> <p>(6) 各学校情報主任</p> <p>(7) <u>東部教育事務所 (1人)</u></p> <p>(8) 佐賀県教育センター (1人)</p> <p>第3～6条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 推進協議会の事務局は、<u>教育総務課</u>に置き、<u>学校教育課は事務局を補佐するものとする。</u></p> <p>第8条 (略)</p>

